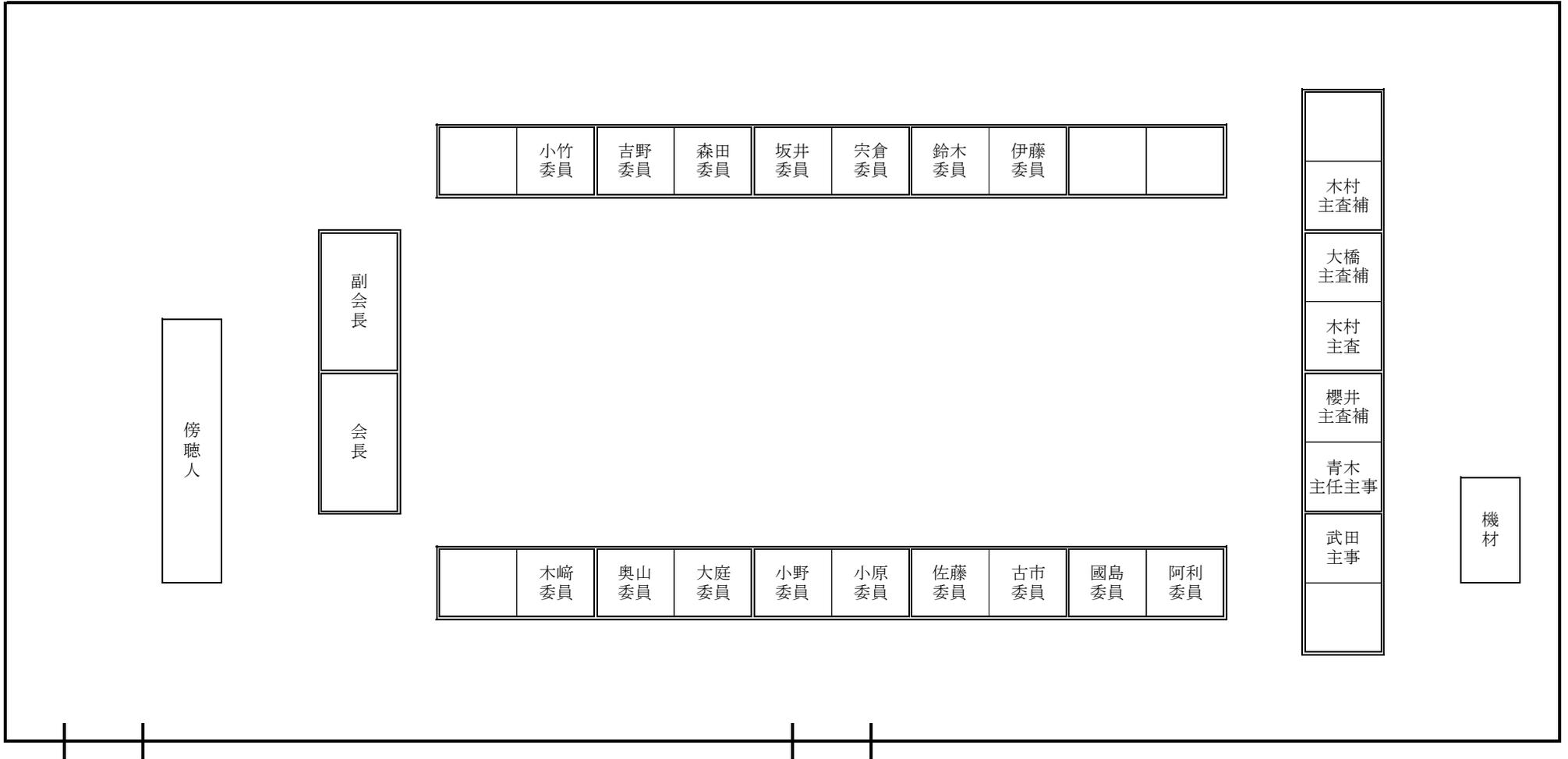


令和5年度第3回 八千代市障害者自立支援協議会

日時：令和6年3月5日(火)

10時00分から

場所：八千代市福祉センター4階 第3・4会議室



令和5年度第3回 八千代市障害者自立支援協議会次第

日 時 令和6年3月5日（火）10時00分から

場 所 八千代市福祉センター4階 第3・4会議室

1 開会

2 議題

- (1)委員委嘱について
- (2)会長及び副会長の選任について
- (3)各分科会の活動及び課題等への今後の取り組みについて
- (4)基幹相談支援センターについて
- (5)八千代市第5次障害者計画の中間評価等について
- (6)その他

3 事務連絡

4 閉会

八千代市障害者自立支援協議会 委員名簿

委員名	所 属	分 野
1 小野 美果	八千代市身体障害者福祉会	障害者等及びその家族
2 木崎 早苗	八千代地域生活支援センター	指定相談支援事業者を代表する者
3 伊藤 則之	なごみの家	指定相談支援事業者を代表する者
4 吉野 眞里子	特定非営利活動法人 にじと風福祉会	指定相談支援事業者を代表する者
5 佐藤 翼	社会福祉法人 実のりの会 ビック・ハート	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
6 小原 正律	ふる里学舎八千代	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
7 奥山 琢	社会福祉法人 八千代翼友福祉会 きざし	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
8 西澤 昇太郎	障害者支援施設 作山更生園	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
9 國島 弘	障害者就業・生活支援センターあかね園	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
10 福田 成美	八千代市児童発達支援センター	指定障害児通所支援事業者を代表する者
11 森田 美恵子	まめの木	指定障害児通所支援事業者を代表する者
12 宍倉 富子	グリーンヒルキッズゆりのき台	指定障害児通所支援事業者を代表する者
13 松枝 恩	八千代市母子保健課	保健機関を代表する者
14 門倉 眞人	八千代病院	医療機関を代表する者
15 坂井 里衣	八千代市教育委員会指導課	教育機関を代表する者
16 阿利 泰子	千葉県立八千代特別支援学校	教育機関を代表する者
17 古市 佳子	船橋公共職業安定所 専門援助部門	障害者を雇用する法人を代表する者
18 小竹 祐二	身体障害者福祉会 きらめき支援センター	障害者団体を代表する者
19 石田 和美	八千代精神障害者家族会かたくり会	障害者団体を代表する者
20 大庭 久美	八千代市手をつなぐ親の会	障害者団体を代表する者
21 林 眞晟	船橋人権擁護委員協議会	権利擁護関係団体を代表する者
22 鈴木 亜矢子	八千代市社会福祉協議会	権利擁護関係団体を代表する者
23 檜垣 昌也	聖徳大学短期大学部保育科	障害福祉に関する学識経験を有する者

○八千代市障害者自立支援協議会設置要綱

制定	平成19年3月30日告示第	44号
改正	平成24年3月30日告示第	91号
	平成25年3月1日告示第	28号
	令和3年4月19日告示第	173号
	令和4年1月5日告示第	1号

(設置)

第1条 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）への支援の体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定により、八千代市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平24告示91・平25告示28・一部改正）

(所掌)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 処遇困難事例への対応のあり方の協議及び調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開拓及び改善に関すること。
- (4) 障害福祉計画に関すること。
- (5) その他障害者等への支援の体制の整備に関すること。

（平24告示91・一部改正）

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者等及びその家族
- (2) 指定相談支援事業者を代表する者
- (3) 指定障害福祉サービス事業者を代表する者
- (4) 指定障害児通所支援事業者を代表する者
- (5) 保健機関を代表する者
- (6) 医療機関を代表する者
- (7) 教育機関を代表する者
- (8) 障害者を雇用する法人を代表する者

- (9) 障害者団体を代表する者
- (10) 権利擁護関係団体を代表する者
- (11) 障害福祉に関する学識経験を有する者

(平 2 4 告示 9 1 ・ 平 2 5 告示 2 8 ・ 一部改正)

(任期等)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

(会議)

第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面を委員に送付して、可否を問い、その結果をもって、前項に規定する会議の議決に代えることができる。

- (1) 天災その他避けることができない事故により委員が通常交通手段によって会議に出席することが著しく困難となった場合
- (2) 感染症その他の疾病の予防又はまん延の防止のため、委員が会議に出席することが適当ではない場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか会議に代えて書面による協議を行うことにつ

いて相当な理由がある場合

(令和4告示1・一部改正)

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平25告示28・一部改正)

(資料の提出等の要求)

第9条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障害者自立支援担当課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年5月1日から施行する。

(令3告示173・一部改正)

(令和3年5月8日に委嘱される委員の任期の特例)

2 令和3年5月8日に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同年12月19日までとする。

(令3告示173・追加)

附 則 (平成24年告示第91号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第28号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年告示第173号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年告示第1号)

この告示は、公示の日から施行する。